

# 令和8年度 大田区住宅リフォーム助成事業のご案内



©大田区

## 子育て世帯向け 住宅リフォーム助成!

これから大田区に住もうと考えている子育て世帯の方も対象!

助成額: **最大20万円!**

対象工事など  
詳しくは、次のページをご覧ください。

住まいの質の向上、脱炭素社会、循環型社会への対応など、区が定めたリフォーム工事を、区民が区内中小事業者を通して実施した際に、工事費用の一部を助成します。

### 申請するにあたり

- ☞ 工事開始前の事前申込（仮申請）が必要です。（足場設置なども工事に含まれます。）
- ☞ 区内に主たる事業所（本社）がある区内の中小事業者が施工する必要があります。
- ☞ 過去に助成を受けてないこと。（A・Bの区分で1回ずつ助成を受けられます。）
- ☞ 助成金額が予算上限額に達した時点で、受付終了となります。

### 事前申込（仮申請）

令和8年4月1日（水）  
～令和9年1月29日（金）

※工事開始前の申請が必要



1: 事前受付票・本申請に必要な書類（助成申請書類等）の送付

### 助成申請（本申請）

令和9年3月19日（金）まで  
（午後5時 窓口受付終了）

※工事完了し、支払い後速やかに提出

・審査にあたり、現地調査を行う場合があります。



2: 助成決定通知書の送付（本申請後、1カ月程度）  
審査の結果「助成不交付決定通知書」が送付される場合があります。

振込み

3: 助成金支払い

決定後、指定された口座に概ね3週間で振込み。

### 問合・提出先

**住宅・空家相談窓口** 【 平日8:30~17:00 土日・祝日・年末年始除く 】

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所7階11番窓口（建築調整課住宅政策担当内）

電話:03-5744-1343 FAX:03-5744-1558

JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分/京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分

# I 助成金額

工事区分のAとBはそれぞれ別の区分として申請できます。

(千円未満切り捨て)

区分	工事内容	助成率	上限額
A	住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会への対応に該当する助成対象工事（リフォーム工事）	助成対象額の10%	20万円
	耐震化工事【住宅リフォーム助成事業でのみ申請】	耐震化工事費の10%	20万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が200万円超の場合		30万円
	【耐震化助成事業と併せて申請】		10万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が100万円超の場合		20万円
アスベスト除去工事【解体のみは対象外】	アスベスト除去工事費の10%	20万円	
対象工事費用のうちアスベスト除去工事が200万円超の場合		50万円	
B	多様な生活様式への対応工事（テレワーク・子育て環境等）	助成対象額の10%	20万円
区の他の助成制度・保険給付制度（※1）と併せて申請		助成対象額の5%	10万円

※1 区の他の助成制度・保険給付制度とは、介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費（介護保険給付）高齢者自立支援住宅改修助成、重度身体障害者(児)等住宅改造相談・助成事業です。

1 助成対象額は、次の（1）もしくは（2）のいずれか低い額となります。

- (1) 助成対象工事一覧表（7・8ページ）の区で定めた標準工事費を合算した額
- (2) 見積書の総工事費用（対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用(税抜)）

※ 助成金額は、上記（1）（2）のどちらか低い方の10%（他制度併用時は5%）です。

2 A・B工事を同時に申請する場合は、AとBに分けて見積書等を作成してください。

3 耐震化工事・アスベスト除去工事について

Aの他の工事と併せて申請する場合は見積書等を分けて作成してください。支給は、区分ごとの最大の上限額となります。（項目ごとに表の上限額となります。）

# II 子育て世帯に向けた住宅リフォーム助成

【対象】

中学生以下のこどもがいる世帯の方は、現在大田区に住んでいなくても、本申請までに大田区に住民登録すればこの制度を受けられます。

【対象工事例】

- ・ 段差解消（つまづき防止）
- ・ 部屋の仕切り（子ども部屋やテレワークスペースの設置など）
- ・ 転落防止（窓や階段用の柵など）
- ・ 宅配ボックスの設置
- ・ 遮音性の高い床材 など

助成金額：最大 20 万円

※7・8ページの「助成対象工事一覧」の全ての工事が対象となります。

# Ⅲ 助成要件及び助成対象となる工事

## 1 申請者に対する要件

### (1) 住所要件 (次の①～②のいずれかに該当)

- ① 令和8年1月1日時点から助成申請書(本申請)を提出する日まで、大田区に住民票があり工事対象住宅に継続して居住している区民。(住民基本台帳で確認)
- ② 助成申請(本申請)日までに、工事対象住宅に住所を定めることができる子育て世帯。  
※子育て世帯とは、中学生以下の子どもと同居し、その子どもを扶養する世帯員が属する世帯です。  
※事前申請時は妊娠中でも可能ですが、本申請時に出生を確認できることが必要です。  
※子育て世帯については、令和8年1月1日時点から居住するという、住所要件が緩和されます。

### (2) 工事対象住宅所有者の要件 (次の①～③のいずれかに該当)

- ① 工事を行う個人住宅の所有者  
※自己が所有し、現に居住している住宅であること。(子育て世帯については例外有り。)  
※用途が居宅であること。事務所、店舗、工場、賃貸用住宅などの工事は対象外。
- ② 集合住宅共用部(分譲マンションに限る)の管理組合の理事長(アスベスト除去工事・宅配ボックス・共用部照明のLED化工事のみ。)
- ③ 工事を行う個人住宅の賃借人(住まいの質の向上工事のみ。)  
※書面により賃貸借契約を締結し、家賃の支払いがあり、所有者の承諾を得ていること。

### (3) 特別区民税・都民税等を滞納していないこと

### (4) 過去に住宅リフォームの助成金を交付されていないこと

- ※A工事又はB工事の区分で、それぞれ1回に限り助成金を受けることが可能です。
- ※今後、B工事はA工事で統合することを検討しています。

## 2 助成対象となる工事

### (1) 助成対象となる工事は、「助成対象工事一覧」に記載した工事であること

(7・8ページに記載)

### (2) 大田区内に主たる事業所(本社)を有す中小事業者と単独(一社)で契約を行い、全ての書類(見積書・請求書・領収書)の発行を一社で行う工事であること

※中小企業基本法第2条(建設業等の場合:資本金3億円以下、又は従業員300人以下)に規定される区内の法人又は個人事業者との契約が必要です。

※他の市区町村に主たる事業所(本社)がある大田区内の支店による工事、区内に主たる事業所(本社)がある事業者でも区外の支店に頼んだ場合は、対象になりません。

### (3) 他の助成制度等を併用した場合は、助成額以上の自己負担額が発生する工事であること

### (4) A工事に要する全ての経費、B工事に要する全ての経費が、各々10万円(税抜)以上であること

## 3 助成対象外の工事(例)

- (1) 所有している賃貸用アパート等の改修
- (2) 敷地内だが建物本体に付属しないもの(例:塀、階段、車庫、倉庫等。宅配ボックスは除く)
- (3) 新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事(子育て世帯については購入でも可)
- (4) 建築基準法及びその他関連法規に違反する物件(未接道住宅を含む)

※建築基準法に則った取り扱いをお願いします。

#### 4 アスベスト除去工事について

- (1) アスベスト（石綿）の大気中・周辺環境への飛散防止を目的とした工事に加え、室内外のアスベスト含有建材の除去工事も対象となります。事前にアスベスト分析調査を行い、調査結果を提出する必要があります。
- (2) カバー工法や塗装による工事、建物解体工事は対象外です。

#### 【参考】アスベスト(石綿)含有建材の種類

レベル1 建材：石綿含有吹付け材

レベル2 建材：石綿含有耐火被覆材・断熱材・保温材（屋根用折版裏石綿断熱材等）

レベル3 建材：その他石綿含有成形板（石綿スレート等）

（厚生労働省 石綿飛散漏洩防止徹底マニュアルより抜粋）

## IV 申込み方法

原則、窓口での申請となります。（申請手続きについては、ホームページにも記載しています。）

### 1 事前申込（仮申請）の必要書類

工事開始前の申込が必要です。（工事開始後の申請はできません。）

- ア 事前申込（仮申請）用チェック票（必要書類の確認のためにも使用してください。）
- イ 事前申込書（仮申請）
- ウ 工事見積書の写し（工事費用及び工事内訳書等、工事内容が分かるものを含みます。）
- エ 建物の所有者が分かる次のいずれかの書類の写し

- ① 固定資産税・都市計画税「納税通知書」及び「課税明細書」（最新年度のもの）

【見本】 固定資産税・都市計画税「納税通知書」及び「課税明細書」



課税明細書も忘れずにご提出ください ➡



- ② 土地・家屋名寄帳（最新年度のもの） ← 大田都税事務所でご確認ください。

- ③ 建物の登記事項証明書（発行後1年以内） ← 東京法務局城南出張所でご確認ください。

※ 所有者が複数人の場合、建物の登記事項証明書をご提出いただく場合があります。

- オ 工事箇所の工事前の写真(内訳書に項目として記載のある工事箇所が写っていること。)
- カ 委任状と窓口に来られた方の確認書類（必要な場合のみ。）

- ① 申請者と住民票の世帯が異なる者が申請する場合

- ② 受託事業者等による代理申請の場合

- キ 承諾書(共有名義の建物の共有者で、住民票が同一世帯でない場合。)

※ 後日、区から「受付票」や工事後の本申請に必要な書類（助成申請書等）が送付されます。

◎子育て世帯の必要書類→V申請にあたって追加で必要な資料等 をご確認ください。

## 2 助成申請（本申請）の必要書類

※工事完了後速やかに（1か月以内を目途）提出してください。

□ ア 事前申込受付票兼本申請チェック票（必要書類の確認のためにも使用してください。）

□ イ 助成申請書（本申請）

□ ウ 請求書の写し（工事内訳書等の工事内容が分かるものを含む）

※ 請求書に内訳がなく事前申込時の見積書と内容に変更がなければ、請求書に「見積書を内訳として使用する」等と明記すれば可。（手書きの場合は、請求書の印（事業所）と同じハンコが必要。）

□ エ 支払済み工事費用の金額が分かる領収書等の写し

※ 発行者の分かる振込依頼書、振込証明書等を含みます。

□ オ 助成対象工事箇所ごとの工事前・工事中・工事後の写真

※ 工事箇所とは、請求書（内訳）に項目として記載されている工事内容を表します。

□ カ 住民票の写し（助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要。子育て世帯は例外あり。）

□ キ 特別区民税・都民税等の納税証明書又は非課税証明書の写し

※ 区外から転入の子育て世帯等及び助成申請書の同意欄に署名・押印していない場合のみ。

□ ク その他（区から提出を求められたものがある場合）

## 3 請求関係書類（仮申請受付関係書類に同封して送付します。）

□ ア 助成金交付請求書・支払金口座振替依頼書

※ 全ての申請書類(工事写真を含む)はお返しできないため、必要な場合は写しをお取りください。

# V 申請にあたって追加で必要な資料等

## 1 子育て世帯(中学3年生以下のお子さんと同居)で住所要件が緩和される場合

※ 住所要件の緩和とは、申請年度の前年度の1月1日に工事対象住宅に居住していないと対象になりませんが、子育て世帯は助成申請（本申請）までに対象住宅に住所を定めれば申請要件が満たされ対象となります。

※ ただし本申請時までには、住民異動届出をする必要があります。

[事前申込（仮申請）時]

①妊娠中の方：母子健康手帳の写し

②家を購入された方：建物の登記事項証明書(発行後1年以内)(もしくは売買契約書)

③区外から転入される方：直近の世帯全員の住民票

④「住まいの質の向上工事を行う賃借人の場合：賃貸借契約書の写し

[助成申請（本申請）時]

①妊娠中に仮申請された方：子の出生を証明する書類(母子健康手帳の証明等)

※ 出生後、申請者と同じ世帯に住民登録してください。

②事前申込以降に家を購入された方：建物の登記事項証明書(発行後1年以内)

③区外から転入された方：直近の世帯全員の住民票

④住民税の納税証明書又は非課税証明書の写し

## 2 分譲マンションの理事長が申請する場合の必要書類（宅配ボックス・共用部照明のLED化工事）

①設置することを決議した総会の議事録（契約先業者名記載のこと。）

②設置場所を記した平面図

③申請者たる理事長(代表者)を決議した総会及び理事会等の議事録

④管理組合が法人の場合は、法人登記簿及び納税証明書(本申請時)

## 3 アスベスト除去工事での必要書類

①アスベストが含有していることを証明する書類(専門機関発行のもの)

[分譲マンションの場合は、次の書類も必要となります]

- ②アスベスト除去に伴う工事を実施することを決議した総会の議事録（契約先業者名記載のこと）
- ③申請者たる理事長(代表者)を決議した総会及び理事会等の議事録
- ④管理組合が法人の場合は、法人登記簿及び納税証明書(本申請時まで)

#### 4 店舗・事業所・共同住宅等又は二世帯住宅の場合の必要書類

個人住宅の範囲を確定させるため、原則はフロアごとに輪切り按分して住宅の範囲を算定します。

1階が店舗で2階が住居の場合、外壁塗装工事した際は、2階のみが居住のため1/2で算定します。

※ フロアごとでは算定できない場合は、平面図により床面積に基づいて按分(算定)します。

##### (1) 店舗・事業所・共同住宅等の場合

- ①立面図(手書き可)
- ②工事対象住宅が複数のフロアに分散している(玄関を出ないで家の中で行き来ができる)場合又は③の場合は、全フロアの平面図
- ③工事対象住宅と対象外(店舗等)が輪切り按分とはならない場合は、それぞれの床面積を算出し、延べ床面積に対する比率を表にしたもの(窓口で、見本をお渡しできます。)

##### (2) 二世帯住宅(玄関が2か所)などで按分比を確定させるための書類

- ・上下階の2世帯住宅で内階段があり行き来できる場合は、一つの住戸としてみなします。
- ・左右の2世帯住宅で住戸内の扉などにより行き来できる場合は、一つの住戸としてみなします。

- ①全フロアの平面図(場合により立面図)
- ②工事対象住宅と対象外住戸(2世帯住宅のもう一方)のそれぞれの床面積を算出し、延べ床面積に対する比率を表にしたもの及び平面図。

※ 屋根・外壁工事(塗装)などの場合は、住民票上の世帯が別々の所有者からそれぞれに申請いただくことも可能です。(見積書・請求書がそれぞれ申請者名で記載されている必要あり。)この場合は、それぞれの按分比で算出します。

#### 5 所有者が亡くなり、相続手続きが完了していないときの必要書類

申請される法定相続人(配偶者やお子様)が、工事対象住宅に申請年度前年度の1月1日時点から住んでいることが前提になります。

[法定相続人を確認するための書類]

- ①法定相続人全員を確認するため、所有者が亡くなったことと、法定相続人全員が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書)
- ②上記戸籍謄本で法定相続人が確認できない場合は、改製原戸籍謄本、除籍謄本等

[法定相続人が複数人の場合]

- ①法定相続人のうち申請者(現在、居住している者)以外の法定相続人の方からの同意書。(相続を受ける権利がある建物のリフォーム工事についての同意書。)

## VI 助成にあたっての注意事項

### 1 事前申込み(仮申請)後の追加工事(見積書に記載の無い工事)が発生する場合

原則、追加工事は認められません。(工事内容に変更がない面積等の増(数量の変更)及び屋根の塗装・改修工事については、塗装を予定していたが改修せざるを得なかった場合はご相談ください。)

### 2 その他

- ・ペン又はボールペンで記載してください。消せるボールペン(フリクションペン等)、修正テープ、ホワイト修正等の使用は認められません。
- ・朱肉を使う同一のハンコを全ての書類にご使用ください。(スタンプ印は認められません)異なるハンコの場合、再提出となる場合もありますのでご注意ください。
- ・国や都の助成と併願は可能です。注意点等につきましては、ホームページに記載したQ&Aをご確認ください。

## 助成対象工事一覧

令和8年度の対象工事の主な変更点は、「分譲マンション共用部照明のLED化工事」「アスベスト除去工事の対象拡大」です。

- ※ 標準工事費に「+」の記載がある工事費は、その枠内の一番上の工事に追加工事として上乗せする額です。
- ※ 標準工事費は助成金額算定のための上限金額であり、それに2ページの助成率をかけた金額が助成額となります。

### 【A】 助成対象〔リフォーム〕工事一覧表

A	対象工事	標準工事費	カタログ	図面等	
住まいの質の向上 (バリアフリー化)	手すり設置及び改修 (トイレ・浴室内は除く)	18,000円/m		●	
	バリアフリーな床等への改修	段差解消	17,000円/㎡		●
		畳からフローリングへの改修	340,000円/箇所		●
		滑りにくい床材への改修	16,000円/㎡	●	●
		弱視者対策床工事	5,000円/㎡	●	●
		屋外スロープ (3mで50cm以下の段差) 設置及び改修	49,000円/箇所		●
	浴室改修 (バリアフリー対応で、浴槽高の改善(10cm程度低)、タイル張りからの改修など)	高断熱浴槽以外	826,000円/箇所		●
	室内通路等の拡張	廊下幅等の拡張	200,000円/m		●
		開き戸から引き戸への改修	161,000円/箇所		●
	昇降装置等の設置 ※事前申込前に、区の「建築審査課」への相談が必要な場合あり。	階段昇降機設置及び改修	985,000円/機	●	●
ホームエレベーター設置及び改修		2,000,000円/機	●	●	
車椅子用リフト設置及び改修		500,000円/機	●	●	
脱炭素社会への対応	トイレ改修 (節水型トイレ)	節水型トイレに改修	302,000円/箇所	▲	
		↳和便器から洋便器の上乗せ	+69,000円/箇所		
		↳トイレの新設の上乗せ	+280,000円/箇所	●	●
	浴室改修 (高断熱浴槽)	高断熱浴槽に改修	1,208,000円/箇所	▲	
	給湯器の設置及び改修	エコジョーズ (潜熱回収型ガス給湯器)	276,000円/機	▲	
		エコキュート (自然冷媒ヒートポンプ給湯器)	397,000円/機	▲	
		おひさまエコキュート (太陽光発電利用型給湯器)	500,000円/機	▲	
	断熱改修	窓枠サイズ (1.6㎡以上) 大	147,000円/箇所	▲	●
		窓枠サイズ (1.6㎡未満) 小	61,000円/箇所	▲	●
		壁の断熱	12,000円/㎡		
		天井及び屋根裏の断熱	6,000円/㎡		
		床の断熱	17,000円/㎡		
		内壁工事 (珪藻土、漆喰及び断熱効果のあるもの)	10,000円/㎡	●	
太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置※1	太陽光発電システムの設置	500,000円/kw	●	●	
	↳蓄電池システム追加	+100,000円/kwh	●	●	
分譲マンション共用部照明のLED化工事		標準工事費は設定しない	▲	●	
防災対策	耐震関連工事	耐震化工事	標準工事費は設定しない		計画書等
		壁の補強 (転倒防止器具設置用)	150,000円/面		●
	防火対策工事	スプリンクラーの設置	500,000円/棟		●
	感震ブレーカー機能付き分電盤への改修	127,000円/箇所	●		

A	対象工事		標準工事費	カタログ	図面等	
循環型社会への対応 (品質確保・長寿命住宅)	給排水等の工事	洗面台改修に伴う工事	158,000円/箇所			
		キッチン改修に伴う工事	490,000円/箇所			
	屋根の塗装・改修	塗装	7,000円/㎡		▲※2	
		軽量化	22,000円/㎡	▲	▲※2	
		カバー工法等	19,000円/㎡		▲※2	
	外壁の塗装・改修	塗装	7,000円/㎡		▲※2	
		改修(断熱除く)	18,000円/㎡		▲※2	
	雨どいの改修		7,000円/m			
	床下・土台の改修	床下の防蟻・防虫処理(薬品の購入又は薬品散布のみは対象外)	5,000円/㎡			完了報告書
		建物土台の劣化改修	32,000円/m			
玄関ドア改修	ドアロック防犯工事	503,000円/箇所	●			
アスベスト除去工事			標準工事費は設定しない	アスベスト分析調査報告書		

- ※1 太陽光発電システムを構成するモジュールが、次の認証を受けている必要があります。
- ア 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること。若しくは同等以上であること。
- イ 国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
- 蓄電池システムについては、国が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであることが必要です。
- 詳しくは、各メーカーにお問い合わせください。
- ※2 居住区分を確認するため、立面図・平面図の添付が必要となる場合があります。

### 【B】助成対象〔多様な生活様式(テレワーク・子育て環境等)への対応〕工事一覧表

B	対象工事		標準工事費	カタログ	図面等	
多様な生活様式への対応	テレワークや子育てへ対応した空間への改修	部屋の分割のための壁の設置	293,000円/箇所	原則提出	●	
		↳コンセントの移設・増設工事追加	+9,000円/箇所		●	
	遮音等級の高い床材への改修	L45以上の性能	23,000円/㎡		●	
	転落防止・侵入防止対策(設置工事を伴うもの)	窓用転落防止柵の設置	50,000円/箇所		●	
		階段用転落防止柵・侵入防止柵の設置	25,000円/箇所		●	
		窓等の面格子の設置	95,000円/箇所			
	固定式宅配ボックスの設置及び改修	個別住宅	220,000円/箇所			
		集合住宅共用部(分譲マンションに限る)	992,000円/箇所			
	インターホンの設置及び改修	モニター付き	75,000円/箇所			

凡例：● …… 添付を要する ▲ …… 見積書や請求書の内訳にその旨の記載があれば添付は不要

- ・「設置」は新規取付け、「改修」は既存のものを取替える工事となります。
- ・マンションの場合、専有部分(専用使用部分を含む)の改修工事のみ対象となります。(アスベスト除去・固定式宅配ボックス、照明のLED化工事については共用部分が対象となります。)また、予め、管理組合の改修工事規程等に則った工事であるかをご確認ください。
- ・「標準工事費は設定しない」工事は、総工事費用(税抜)を助成対象額とします。

※対象工事や、工事区分A・B、助成要件等については、毎年度見直しを行っています。



ホームページでは、申請関連の用紙やQ&Aなどを掲示しています。

